



トピックス



「令和8年4月より開始！子ども・子育て支援金」

子ども・子育て支援金制度とは、[子育て施策の拡充](#)に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。



- こども未来戦略で「加速化プラン」で定められた、児童手当の拡充や育休給付の手取り10割相当への拡充
- 0歳6か月～2歳の保育所等に通っていない子どもを対象とする「こども誰でも通園制度」の令和8年度から全国で本格実施 など

【こども未来戦略「加速化プラン」とは】

少子化は、我が国が直面する、最大の危機であり、若年人口が急激に減少する2030年代に入るまで、こうした状況を反転させることができるかの重要な分岐点であるため、2023年12月に策定したこども未来戦略「加速化プラン」にて総額3.6兆円の子ども・子育て支援の拡充の実施を決定しました。本プランによる取組を通じて、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す。

こども未来戦略「加速化プラン」施策のポイント

1. 若い世代の所得向上に向けた取組

※ に子ども・子育て支援金を充当

児童手当の拡充 ✓ 所得制限を撤廃 ✓ 高校生年代まで延長 ✓ 第3子以降は3万円	妊娠・出産時からの支援強化 ✓ 出産・子育て応援交付金10万円相当の経済的支援 ✓ 伴走型相談支援	出産等の経済的負担の軽減 STEP 1 出産育児一時金の引き上げ 42万円 → 50万円に大幅引き上げ 「費用の見える化」・「環境整備」 STEP 2 出産費用の保険適用の検討	高等教育（大学等） 大学等の高等教育費の負担軽減を拡充 子育て世帯への住宅支援 ✓ 公営住宅等への優先入居等 ✓ フラット35の金利引下げ
---	--	---	--

2. 全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

切れ目なくすべての子育て世帯を支援 ✓ 「こども誰でも通園制度」を創設 ✓ 保育所：量の拡大から質の向上へ ✓ 多様な支援ニーズへの対応 ・ 貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化等
--

3. 共働き・共育での推進

育休を取りやすい職場に ✓ 育児休業取得率の開示制度の拡充 ✓ 中小企業に対する助成措置を大幅に強化 ✓ 出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進するため給付率を手取り10割相当に
育児期を通じた柔軟な働き方の推進・多様な働き方と子育ての両立支援 ✓ 子が3歳以降小学校就学前までの柔軟な働き方を実現するための措置 ✓ 時短勤務時の新たな給付 ✓ 国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置

➡ 加速化プランの予算規模は全体として3.6兆円程度

Q 「子ども・子育て支援金制度」って？

A 全ての世代や企業のみならずから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

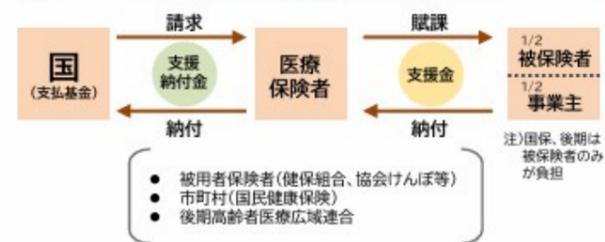
Q どうして「支援金制度」が必要なの？

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月にこども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の子ども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

Q どうして企業も負担するの？

A 企業の皆様には、将来の労働力の維持・確保等の観点から、1970年代より児童手当のために拠出をいただき、その後拠出金の使途を拡大する中で、追加的な負担をお願いしてまいりました。政府は「加速化プラン」により少子化対策を一層強化することとしていることから、それを支える支援金制度は、企業のみならずを含めた社会・経済の参加者全員で支え合う仕組みとしています。

支援金の徴収の流れ



Q 給与明細で分けて記載しないといけないの？

A 保険料額の内訳として支援金額を示すことは法令上の義務ではありませんが、本制度が社会全体で子どもや子育て世帯を応援する趣旨であることを踏まえて、給与明細にその内訳を記載する取組についてご理解・ご協力をお願いします。

Q 給与だけでなく賞与にも支援金がかかるの？

A 賞与からも支援金を拠出いただきます。これは、健康保険制度や厚生年金保険制度と同様です。

Q 育休期間中や産休期間中は支援金が免除されるの？

A 企業の従業員については、医療保険料や厚生年金保険料と同様に支援金も免除されます。

Q 海外赴任中は支援金を払う必要があるの？

A 海外赴任中であっても、日本の健康保険制度に加入されている方については、医療保険料や厚生年金保険料と同様に支援金も拠出いただきます。

子ども家庭庁リーフレットより

子ども・子育て支援金の保険料(令和8年度)

令和8年4月保険料(5月に給与天引き)より支援金を拠出いただきます。

※ 医療保険の保険料とあわせて徴収します。

子ども・子育て支援金に係る保険料率(支援金率)は0.23%です。

※ 支援金額(月額)は、標準報酬月額×支援金率になります。

※ 基本的に支援金額の半分を企業のみならずから拠出いただきます。

※ 賞与からも支援金を拠出いただきます(標準賞与×支援金率)。

フクシマ社会保険労務士法人

労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 広島一人親方同友会

〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F

TEL : 082-293-8102 FAX : 082-293-8104

E-mail : info@jinji-fuku.jp URL : http://www.jinji.fuku.jp

